ドイツ法における指図

(Anweisung) の譲渡性

隅谷史人

1 はじめに

ドイツ民法典(BGB) 783条以下には、「指図(Anweisung)(以下、「アンヴァイズング」という)」に関する独立の節が設けられている(以下、ドイツ民法典783条以下のアンヴァイズングのことを、とくに「民法上の指図「1)

⁽¹⁾ ドイツの標準的教科書によれば、アンヴァイズングという言葉には、法律用語として三つの意味がある (Dieter Medicus/Stephan Lorenz, Schuldrecht II, Besonderer Teil, 16, neu bearbeitete Aufl, München, 2012, Rn,1069ff, S,374f)。

第一に、最広義の意味におけるアンヴァイズングであり、これは他者に対する指示(Anordnung)ほどの意味である。たとえば、売買目的物の発送にかかる売主に対する買主の指示(ドイツ民法典447条2項)や、請負契約における請負人に対する注文者の指示(ドイツ民法典645条1項)などを意味する。このようなアンヴァイズングに関する特別の規定は存在しない。

第二に、狭義の意味におけるアンヴァイズングであり、三当事者における給付の 簡略化のための手段として理解される(これはローマ法における delegatio と同様の 意味である)。すなわち、ある者(指図人)が他者(被指図人)に、第三者(受取人) に対して金銭を支払う、または貸方記入するよう指図するという意味である。

第三に、アンヴァイズングは、より狭い専門的意味を有しており、この意味でのアンヴァイズングはドイツ民法典783条から792条にあらわれる。

という)。民法上の指図とは、振出人(指図人 Anweisende)が他者(被指図人 Angewiesenen)に対して、第三者(受取人 Anweisungsempfänger)に金銭または他の代替物を給付するよう指図する(anweisen)、記名証券(Rektapapier)⁽²⁾に属する有価証券(Wertpapier)である⁽³⁾。

民法上の指図には、証書の作成(Schaffung der Urkunde)および交付契約(Begebungsvertrag)が必要であり、指図証書(Anweisungsurkunde)の受取人への交付とともに、二重授権(Doppelermächtigung)が生ずる。すなわち、受取人は自己の名で被指図人から給付を取り立てるよう指図人から授権され、被指図人は受取人に対して指図人の計算で給付するよう指図人から授権される⁽⁴⁾。

アンヴァイズングが与えられることにより、指図人から被指図人および 受取人への二重授権が生じるが、この時点では当事者にはなんらの権利義

本稿で取り扱うアンヴァイズングとは、上記第二ないし第三の意味であり、民法 上の指図とは上記第三のアンヴァイズングを意味する。

⁽²⁾ 平成29年民法(債権法)改正(「民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号)」)により新設された、わが国の改正民法520条の19の表現にしたがえば、「債権者を指名する記載がされている証券であって指図証券及び記名式所持人払証券以外のもの | である。

⁽³⁾ Hans Brox/Martin Henssler, Handelsrecht mit Grundzügen des Wertpapierrechts, 22., neu bearbeitete Aufl., München, 2016, Rn.603, S.322.

⁽⁴⁾ BGB. § 783. Händigt jemand eine Urkunde, in der er einen anderen anweist, Geld, Wertpapiere oder andere vertretbare Sachen an einen Dritten zu leisten, dem Dritten aus, so ist dieser ermächtigt, die Leistung bei dem Angewiesenen im eigenen Namen zu erheben; der Angewiesene ist ermächtigt, für Rechnung des Anweisenden an den Anweisungsempfänger zu leisten.

ドイツ民法典783条「金銭、有價證券又ハ其ノ他ノ代替物ヲ第三者ニ給付スベキコトヲ他人ニ指圖スル證書ヲ第三者ニ交付シタル者アルトキハ、其ノ第三者ハ被指圖人ヨリ自己ノ名ヲ以テ給付ヲ取立ツル權限ヲ有ス;被指圖人ハ指圖人ノ計算ニ於テ指圖證書受取人ニ給付ヲ爲ス權限ヲ有ス。」訳は、柚木馨・上村明廣『現代外国法典叢書(2)獨逸民法 [II] 債務法』(有斐閣・1955) 770頁。

務も生じていない。指図証書を受け取った受取人が債権を有するためには、被指図人がアンヴァイズングを引受けることが必要である⁽⁵⁾。被指図人が指図証書への記載をもって指図引受(Annahme der Anweisung)をなすことにより、被指図人には受取人に給付をなす義務が生じ、反対に受取人には被指図人に給付を請求する権利が生ずるのである。

このような民法上の指図は、実務上は、かねてより非常に狭い適用領域しか有していないが、為替手形(Wechsel)、小切手(Scheck)および商人指図(kaufmännische Anweisung)の理論的な原型(Grundform)となっている⁽⁶⁾。

商人指図とは、ドイツ商法典 (HGB) 363条⁽⁷⁾1項1文に規定されてお

Die Annahme erfolgt durch einen schriftlichen Vermerk auf der Anweisung. Ist der Vermerk auf die Anweisung vor der Aushändigung an den Anweisungsempfänger gesetzt worden, so wird die Annahme diesem gegenüber erst mit der Aushändigung wirksam.

ドイツ民法典784条「被指圖人が指圖ヲ引受ケタルトキハ, 指圖證書受取人ニ對シテ給付ヲ爲ス義務ヲ負フ; 被指圖人ハ受取人ニ對シ, 引受ノ效力ニ關スル異議又ハ指圖ノ内容若ハ引受ノ内容ヨリ當然生ズル異議又ハ被指圖人が直接指圖證書受取人ニ對シテ有スル異議ノミヲ對抗セシムルコトヲ得。

引受ハ指圖證書上ノ記載ヲ以テ之ヲ爲ス。證書上ノ記載ガ指圖證書受取人ニ對スル交付前ニ爲サレタルトキハ、引受ハ受取人ニ對シテハ交付ノ時ヨリ其ノ效力ヲ生ズ。」訳は、柚木ほか・前掲注(4)771頁。

- (6) Hans Brox/Martin Henssler, a. a. O. (Fn.3), Rn.602, S.321.
- (7) HGB. § 363. Anweisungen, die auf einen Kaufmann über die Leistung von Geld, Wertpapieren oder anderen vertretbaren Sachen ausgestellt sind, ohne daß darin die Leistung von einer Gegenleistung abhängig gemacht ist, können

⁽⁵⁾ BGB. § 784. Nimmt der Angewiesene die Anweisung an, so ist er dem Anweisungsempfänger gegenüber zur Leistung verpflichtet; er kann ihm nur solche Einwendungen entgegensetzen, welche die Gültigkeit der Annahme betreffen oder sich aus dem Inhalt der Anweisung oder dem Inhalt der Annahme ergeben oder dem Angewiesenen unmittelbar gegen den Anweisungsempfänger zustehen.

り、商人(Kaufmann)に宛てて振り出された指図証書のことを指す(商法典上、「商人指図」という用語は使われていないが、以下では民法上の指図と区別して、「商人指図」という)。被指図人はさしあたり証書発行の時点で商人である必要があり、指図人および受取人は商人でなくてもよい。また、商人指図が商法典343条⁽⁸⁾以下の商行為であることも要しない。さらに商人指図は、指図証書において給付が反対給付とは無関係になされなければならない⁽⁹⁾。商人指図として発行されたもののうち、指図式⁽¹⁰⁾で

durch Indossament übertragen werden, wenn sie an Order lauten. Dasselbe gilt von Verpflichtungsscheinen, die von einem Kaufmann über Gegenstände der bezeichneten Art an Order ausgestellt sind, ohne daß darin die Leistung von einer Gegenleistung abhängig gemacht ist.

Ferner können Konnossemente der Verfrachter, Ladescheine der Frachtführer, Lagerscheine sowie Transportversicherungspolicen durch Indossament übertragen werden, wenn sie an Order lauten.

ドイツ商法典363条「(1) ①金銭, 有価証券又は他の代替物の給付に関して商人に対し発行された指図証書で、証書において給付が反対給付にかからせられていないものは、指図文言があるときには、裏書により譲渡することができる。②商人が前記の種別の目的物に関して指図式で発行した義務負担証書で、証書において給付が反対給付にかからせられていないものに関しても同様である。

- (2) 前項の他,海上運送人の船荷証券,運送人の貨物引換証,倉庫証券及び運送保険証券は,指図文言があるときは,裏書により譲渡することができる。」訳は,法務省大臣官房司法法制部『ドイツ商法典(第1編~第4編)法務資料第465号』(法曹会・2016) 218頁[伊藤雄司]。
- (8) HGB. § 343. Handelsgeschäfte sind alle Geschäfte eines Kaufmanns, die zum Betriebe seines Handelsgewerbes gehören.

ドイツ商法典343条「商行為は、自己の商業の経営に属する商人の行為の全てをいう。」訳は、法務省大臣官房司法法制部・前掲注(7)215頁。

- (9) Adolf Baumbach/Klaus J. Hopt, Handelsgesetzbuch, Beck'sche Kurz-Kommentare Bd.9, 35., neubearbeitete Aufl., München, 2012, Rn.3, S.1311.
- (10) ドイツでは指図証券 (Orderpapier) の数が限定されており、指図証券は二つのグループ、すなわち、法律上当然の指図証券と法律で認められた指図証券に分けら

振り出されなかったもの、その他363条1項1文の要件に適合しないものは、民法上の指図にかかる諸規定の適用を受ける(11)。

このようなドイツ民商法典中に規定されるアンヴァイズングの特徴的差異として、譲渡方法の差異を挙げることができる。商人指図は指図証券 (Orderpapier) であり、裏書による譲渡が認められている一方、民法上の指図は裏書ではなく、ドイツ民法典792条(12)に記名証券としての譲渡方法

れる。法律上当然の指図証券は、振出人による詳細な定めがなくとも裏書により譲渡することができる証券であり、手形がその典型である。これに対し、法律で認められた指図証券とは、ドイツ商法典363条の6つの商法典上の指図証券のことであり、これらの証券は、これらに積極的指図文句が付加されたときに、かつそのときにのみ指図証券となる(ボルフガンク・ツェルナー(泉田栄一訳)『ドイツ有価証券法』(千倉書房・1992)17頁以下)。

(12) BGB § 792. Der Anweisungsempfänger kann die Anweisung durch Vertrag mit einem Dritten auf diesen übertragen, auch wenn sie noch nicht angenommen worden ist. Die Übertragungserklärung bedarf der schriftlichen Form. Zur Übertragung ist die Aushändigung der Anweisung an den Dritten erforderlich.

Der Anweisende kann die Übertragung ausschließen. Die Ausschließung ist dem Angewiesenen gegenüber nur wirksam, wenn sie aus der Anweisung zu entnehmen ist oder wenn sie von dem Anweisenden dem Angewiesenen mitgeteilt wird, bevor dieser die Anweisung annimmt oder die Leistung bewirkt.

Nimmt der Angewiesene die Anweisung dem Erwerber gegenüber an, so kann er aus einem zwischen ihm und dem Anweisungsempfänger bestehenden Rechtsverhältnis Einwendungen nicht herleiten. Im Übrigen finden auf die Übertragung der Anweisung die für die Abtretung einer Forderung geltenden Vorschriften entsprechende Anwendung.

ドイツ民法典792条「指圖證書受取人ハ、未ダ指圖ノ引受ナキトキト雖モ、第三者トノ契約ニ依リテ其ノ第三者ニ指圖ヲ譲渡スコトヲ得。譲渡ノ意思表示ハ書式ヲ必要トス。譲渡ノ爲ニハ指圖證書ヲ第三者ニ交付スルコトヲ要ス。

指圖人ハ譲渡ヲ禁ズルコトヲ得。譲渡ノ禁止ハ,指圖ヨリ之ヲ認メ得ルカ又ハ被 指圖人ガ指圖ヲ引受ケ又ハ給付ヲ爲ス前ニ指圖人ヨリ被指圖人ニ譲渡ヲ通知シタル

⁽¹¹⁾ Baumbach/Hopt, a.a.O. (Fn.9), Rn.3, S.1311.

流経法学 第19巻 第2号

が定められている。

本稿の目的は、ドイツ民商法典におけるアンヴァイズングの棲み分けの 過程を概観しつつ、このようなアンヴァイズングの譲渡性について、とり わけ民法上の指図を中心にその経緯を明らかにすることである。なぜなら、 後述するように、この点はドイツ民商法典のアンヴァイズングを区別する 基準となっているのみならず、アンヴァイズングの理論的本質にも関係し、 ドイツ民法典の起草過程において非常に問題となった部分でもあるからで ある。

以下ではまず、第2章において、アンヴァイズングに裏書譲渡性が認められ、商人指図として結実した過程を概観し、次いで第3章において、民法上の指図の譲渡性がどのような議論を経て承認されたのか、その経緯を明らかにしたい。

2 19世紀中葉までのアンヴァイズングの裏書譲渡性

(1) 18世紀におけるアンヴァイズングの分化

ー アンヴァイズングの起源

現行のドイツ法におけるアンヴァイズングは,12,13世紀ごろに実務のなかで誕生した assignatio (以下,「アシグナチオ⁽¹³⁾」という)と呼ばれる⁽¹⁴⁾

場合ニノミ、被指圖人ニ對シテ其ノ効力ヲ有ス。

被指圖人ガ取得者ニ對シテ指圖ヲ引受タルトキハ,自己ト指圖證書受取人トノ間ニ存スル法律關係ニ基キテ異議ヲ對抗セシムルコトヲ得ズ。其ノ他指圖ノ譲渡ニ付キテハ債權ノ譲渡ニ關スル規定ヲ準用ス。| 訳は、柚木ほか・前掲注(4)773頁。

⁽¹³⁾ より正確には「アッシーグナーチオー」。

⁽¹⁴⁾ ただし、法律用語としての「アシグナチオ」という表現は、指図取引に関する近代的表現として、17世紀ごろにイタリアの商業用語から借用されたものであるという(Botho von Salpius, Novation und Delegation nach römischem Recht, Berlin, 1864, § 2, S.14)。

取引が、直接の理論的基礎になっているといわれる(15)。

古代ローマにおいて勃興した商業は、4世紀ごろにはじまる民族大移動による長期の混乱や、8世紀ごろの外部勢力の侵入によって一度衰退したが⁽¹⁶⁾、その後、次第に農村の余剰生産物を取引した週市のような、周辺の農村と都市間のローカルな取引が隆盛に向かい、中世の商業都市が誕生した。さらに、これを基盤にして遠隔地貿易を中心とする「中世的世界経済」が登場し、これが11世紀から12世紀における「商業の復活(商業ルネサンス)」につながることになった⁽¹⁷⁾。

アシグナチオは, 12世紀から13世紀ごろ, 遠隔地交易の発達にともなう弊害⁽¹⁸⁾

⁽¹⁵⁾ この点に関しては、拙著『独仏指図の法理論』(慶應義塾大学出版会・2016) 15 頁以下、89頁以下。

⁽¹⁶⁾ 岡崎哲二『コア・テキスト経済史』(新世社・増補版・2016) 79-80頁。

⁽¹⁷⁾ 国際銀行史研究会編『世界の金融』(悠書館・2012) 6 頁以下〔鈴木俊夫〕。これはヴェネツィアを中軸とする地中海交易圏、バルト海沿岸のハンザ諸都市を中心とする北ヨーロッパの遠隔地貿易圏、シャンパーニュにおける遠隔地市場を加え、三か所の商業圏(「中世のグローバル市場」)によってもたらされた。

⁽¹⁸⁾ 遠隔地交易の発達は、現金による決済手段の問題点を浮き彫りにした。すなわち、まず、9世紀後半におけるカロリング朝フランク王国の解体および王政の瓦解の後、西ヨーロッパの諸地には上級裁判権が行使される大領地と同数の各種デナリウス銀貨が流通し、また諸侯の鋳貨貶質などの要因が重なり、その結果非常な混乱が生まれた。この混乱は政治上の無秩序によるばかりでなく、商業の衰退期における経済状態の結果でもあった。ほとんどすべての取引が地方市場でおこなわれた社会では、ある領国の境域内で通用した貨幣で満足できていたからである。商業流通が少なければ貨幣流通もそれだけ少なく、鋳貨の品質の劣悪は、当時の人々にとって、極度に収縮した取引の大きな妨げとはならなかった。しかしながら、11世紀末に勃興した経済活動は、従来その発行された中心地の付近にしか流通しなかった貨幣の可動性を回復せずにはいられなかった。貨幣は商人とともに動きはじめ、諸地方からあらゆる種類の鋳貨が、商業によって都市や大市へと引き寄せられたが、貨幣供給は中世末に至るまでつねに不足していた(増田四郎・高村象平・小松芳喬・松田智雄・高橋幸八郎・五島茂『アンリ・ピレンヌ 中世ヨーロッパ経済史』(一條書店・第4版・1971) 135頁以下)。このような鋳貨の不統一や、現金輸送の危

を克服するために誕生したといわれている $^{(19)}$ 。アシグナチオは、当初は他地に支店や支部を有する商館の間、また、そのような支店を有さない場合は取引関係のある商館の間において利用されていたが、その後、銀行取引(Kampsorengeschäft) $^{(20)}$ の発展および拡大にともない、アシグナチオの利用 $^{(21)}$ は商取引について一般的なものとなった $^{(22)}$ 。

二 為替手形の誕生と裏書制度

ところで中世においては、アシグナチオと同時期に、その他のさまざまな債務証書が誕生しており⁽²³⁾、近代的な為替手形の起源もまた、この時期に尋ねることができるといわれている⁽²⁴⁾。

これらの証券制度誕生の背景には、以下のような事情があったことが指摘されている。すなわち、その当時には訴訟代理制度が認められておらず、また債権譲渡が一般に禁止・制限されていた。これらは増加する取引に多

険や費用、諸都市が貴金属量の減少を防ぐためにおこなった貴金属流出の制限・禁止などの理由により、現金輸送に代わる決済手段が渇望され、これがアシグナチオ誕生の契機となったのである(Wilhelm Endemann, Studien in der romanischkanonistischen Wirthschafts- und Rechtslehre bis gegen Ende des siebenzehnten Jahrhunderts, Bd.1, Berlin, 1874, S.96f.)。

- (19) Günther Loewenfeld, Die Anweisung in Gesetz und Verkehr, Berlin, 1922, S.6.
- (20) レーヴェンフェルトは Kampsorengeschäft を Bankgeschäft と理解するべきであるという (Loewenfeld, a. a. O. (Fn.19), S.7)。
- (21) 当時のアシグナチオの利用はさまざまな史料にみられる(Vgl. Otto Stobbe, Miscellen zur Geschichte des deutschen Handelsrechts, Zeitschr. f. Handelsr. VIII (1865), S.28ff.; ders., Zur Geschichte der Uebertragung von Forderungsrechten und der Inhaberpapiere, Zeitschr. f. Handelsr. XI (1868), S.427)。
- (22) Endemann, a. a. O. (Fn.18), S.98.
- (23) Paul Rehme, Geschichte des Handelsrechtes, Leipzig, 1914, S.173.
- (24) Raymond De Roover, L'evolution de la Lettre de Change XIV^e-XVIII^e siècles, Paris, 1953, pp.38 et suiv.

大なる不都合を与えており、このような禁止あるいは制限法規を潜脱・回避する手段として利用されたのが証券制度であるというのである⁽²⁵⁾。

これらの証券は、16世紀にいたるまでに、いわゆる流通性を備えていたが、なお粗雑なものであった。現在の有価証券制度は、この後の法学説および実務によって錬磨され発展してきたものである⁽²⁶⁾。

中世末にはローマ法の再発見およびローマ法学隆盛による影響を受け⁽²⁷⁾,有価証券の流通性、とりわけ無記名証券の流通性が一時失われることになったが、それでもなお、有価証券制度は商業に欠かせないものであった。そのため商人たちは、商業利用の目的に適応させるため、従来の為替手形を改修しはじめた。この新たな商業上の為替手形には、従前の証券が有していた性質が具備されることになり、かくして近代法において、為替手形は有価証券性・流通性を比較的完全な形式で獲得するにいたったのである⁽²⁸⁾。

中世に誕生し、近代法において大きな発展を遂げた為替手形には、17世 紀に (無制限の) 裏書 (Indossament) (29) が承認され (30) 次いで、(書面的

⁽²⁵⁾ 平田央『有価証券法史論』(清水弘文堂書房・1968) 63頁。

⁽²⁶⁾ 平田·前掲注(25)73頁。

⁽²⁷⁾ ここでいうローマ法とは、市民法大全(Corpus Juris Civilis)のことである。市民法大全は、ローマ帝国のかつての栄光を全面的に再興しようとした東ローマ皇帝ユスティニアヌス1世(Justinianus I)が6世紀に編纂させたものである(ピーター・スタイン(屋敷二郎監訳)『ローマ法とヨーロッパ』(ミネルヴァ書房・2003)42頁以下)。ドイツにおけるローマ法・ローマ法学の影響の大きさについて、P.ヴィノグラドフ(矢田一男・小堀憲助・真田芳憲訳)『中世ヨーロッパにおけるローマ法』(中央大学出版部・1967)151頁以下。

⁽²⁸⁾ 平田・前掲注(25)74-75頁。

⁽²⁹⁾ 起源的に、指図文句(たとえば「貴殿または貴殿の指図人にお支払い(お引渡し) いたします」という記載)は、証券を単に一回限り譲渡することができるものであったが、手形については、17世紀に回数の無制限な裏書が形成された(平田・前掲注(25)75頁)。

⁽³⁰⁾ 裏書制度の普及は、ローマ法理論が無記名証券の流通能力を一時的に制限したこ

な)手形引受(Wechselakzept)⁽³¹⁾が法的に認められるようになったことで、信用手段としての利用が著しく拡大した。

三 一般指図と商人指図の分化

中世において誕生したアシグナチオは、その後15世紀から16世紀に発展を遂げることになった。その中心地となったのは、13世紀以降の重要市場であるブリュッへ(ブリュージュ)と⁽³²⁾、ブリュッへの衰退後、少なくとも15世紀末に、ネーデルラント経済の主導的地位を受け継いだアントウェルペン(アントワープ)⁽³³⁾である。

アシグナチオは、ローマ法由来の指図 (delegatio (以下.「デレガチオ | (34)

とに対する反動であり、裏書によって従来無記名証券に認められていた流通性が補填されたという(平田・前掲注(25)75-76頁)。

⁽³¹⁾ 裏書の一般化により流通性が付与された為替手形の登場にともない、手形引受の方式にも重要な変革が生じることになった(納富義光『手形法に於ける基本理論』(新青出版・復刻版・1996) 114頁)。17世紀以前から手形引受は存在していたが、手形の利用が定期市に限定されていた時期は、書面的引受が確立しておらず、手形の引受はもっぱら口頭での意思表示によるもので十分であった(Alexander Grawein, Die Perfektion des Acceptes, Eine wechselrechtliche Untersuchung, Graz, 1876, § 12, S.85f.)。17世紀以降、無制限の裏書により手形が流通し、定期市以外でも手形取引が頻繁に利用されるようになると、手形引受がなされていることを手形上または他の書面にて明らかにする必要が生じ、これにより書面的引受が原則となったのである(Friedrich August Biener, Wechselrechtliche Abhandlungen, Leipzig, 1859, S.231f.)。

⁽³²⁾ 国際銀行史研究会編·前掲注(17) 8頁〔鈴木俊夫〕。

⁽³³⁾ エーリック・アールツ (藤井美男監訳)『中世末南ネーデルラント経済の軌跡― ―ワイン・ビールの歴史からアントウェルペン国際市場へ』(九州大学出版会・ 2005) 37頁以下。

⁽³⁴⁾ より正確には「デーレーガーチオー」。

という)) との誤った⁽³⁵⁾峻別⁽³⁶⁾により、17世紀には新たに誕生した支払手段の専門用語としての法的地位を獲得し、これが後にドイツ法のアンヴァイズングの重要な理論的基礎となったのである。

いわゆる「商人指図」という用語が講学上使用されはじめたのは、アシグナチオが17世紀に法的意義を獲得してさらに後、ようやく18世紀になってからのことであるといわれている⁽³⁷⁾。商人指図は、支払手段としての機能を有するアシグナチオに対して、当初より信用手段たる機能を有していた⁽³⁸⁾。商人指図誕生の背景は以下のとおりである⁽³⁹⁾。

為替手形は、17世紀から18世紀には主要な信用供与の手段たる地位を獲得していたが、理論的・法的に整備されるなかで、支払いを怠った手形債務者に対して、身体拘束(Wechselarrest, Wechselhaft)などの手形厳正(Wechselstrenge)(40)をともなうようになっていった。さらに、ローマ教会の徴利禁止の教義によって、同地払手形が禁圧されていたことにより、同一地における信用手段として為替手形を利用することができなかった。

⁽³⁵⁾ アシグナチオは、現在ではデレガチオに包摂される概念であると考えられている (z. B. Max Kaser/Rolf Knütel, Römisches Privatrecht, 20., überarbeitete und erweiterte Aufl., München, 2014, S. 318f.)。デレガチオの解釈に関する二つの誤謬と、その後のデレガチオとアシグナチオの理論的統一については、拙著・前掲注 (15) 15頁以下。

⁽³⁶⁾ Bijv. Hugo de Groot, Inleiding tot de Hollandsche Rechts-geleertheid, tweeden druk, 's-Gravenhaghe, 1631, cap.44 e.v., blz.95 e.v.

⁽³⁷⁾ Salpius, a. a. O. (Fn.14), § 73, S.468f.

⁽³⁸⁾ v. Plucinski, Zur Lehre von der Assignation und Delegation, in: Archiv für die civilistische Praxis, Bd.60 (1877), S.357.

⁽³⁹⁾ なお、商人指図誕生の背景とその統一についての詳細は、拙稿「ドイツ法における商人指図(kaufmännische Anweisung)の法的位置づけ」流経19巻1号 (2019) 1 頁以下。

⁽⁴⁰⁾ 手形厳正については、庄子良男「手形厳正理論の現状とその意義―ドイツ法を中心として―」東北学院大学論集5号(1973)25頁以下、とりわけ27頁以下。

そこで、実務上、為替手形の厳格な拘束を受けない簡易手形として、また、同一地内における信用手段として、アシグナチオが利用されるようになった。こうした利用によるアシグナチオは、18世紀ごろ、「商人指図(kaufmännische Assignation; kaufmännische Anweisung)」と呼ばれるようになり、商人指図ではない「一般指図(gemeine Assignation; gemeine Anweisung)」とは区別されるようになったのである。

(2) 裏書によるアンヴァイズングの譲渡性

以上のとおり、商人指図は、近代における特殊な実務的需要のなかから生じた指図類型であった。19世紀にいたると、ドイツ普通法学説は一般指図と商人指図とを厳然と区別し、商人指図に為替手形と同じく裏書譲渡を認めるものなど、種々の手形法的効果を商人指図に認めることを明らかにしていた。

たとえば、1839年に刊行された、ヴァイスケ(Julius Weiske)の法律用語辞典のなかで、ギュンター(Carl Friedrich Günther)は、以下のように述べている。すなわち、裏書(Giro⁽⁴¹⁾)は、商人指図の場合にも為替手形と同様の形式でおこなわれ、裏書人は被裏書人との間で、振出人と最初の所持人の関係と同様の関係にあることが見て取れる、というのである⁽⁴²⁾。ギュンターは、商人指図が為替手形のように、まさに非商人指図(一般指図)に認められることのない裏書によって譲渡することができる

⁽⁴¹⁾ ここでの Giro は裏書のことを意味する。裏書は指図証券の流通を媒介するため、しばしば Giro とも呼ばれ、indossieren の代わりに girieren といわれる。ただし、現在では、Giro の概念は銀行振込を指し、裏書を意味しない(ボルフガンク・ツェルナー(泉田栄一訳)・前掲注(10)17頁)。

⁽⁴²⁾ Carl Friedrich Günther, in: Weiskes Rechtslexikon für Juristen aller teutschen Staaten enthaltend die gesammte Rechtswissenschaft, Bd.1, Leipzig, 1839, Anweisung, S.337.

ことを前提としている。

このような実務上および学説上での商人指図の展開を受けて、領邦国家は、各々の地方特別立法(Partikulargesetzgebung)のなかで、実質的または形式的な手形法の全部または一部の法原則を商人指図に適用させた⁽⁴³⁾。しかし、各地方特別法の商人指図規定は、各地方の実務的取り扱いを、当時の学説の理解に則り、それぞれの特別法が法認する形で採り入れたものであったため、その要件・効果は各学説・立法によってさまざまであった。

たとえば、商人指図の要件に関しては、あるときはすべての関係当事者の商人資格または指図人の商人資格のみが必要とされ、またあるときは振出の原因行為の商行為性が必要とされ、時として、その双方を充たすことが必要とされた。また、時折、関係当事者の資格や原因行為の商行為性にかかわらず、商人指図の判断基準が形式に拘束されており、書面性と特別の指図文句が商人指図の唯一の要件とされることもあり、まれに、指図文句と同時に、またはその代わりに、"Anweisung "という名称の記載(指図証書文句(Anweisungsklausel))が必要であるとされることもあった。

商人指図の効果に関しても、手形法の規定をどの程度準用するかについて差異を生じていた。たとえば、少なくとも特定の場合について、支払の代わりに商人指図を承認する受取人の義務が生じ、また、被指図人に商人指図を引き受ける義務が生じることもあった。さらに、商人指図の取立てに関して満期を定めることが商人指図を他と区別する基準とみる立場や、支払がなされなかった場合に拒絶証書(Protest)の作成が義務づけられ

⁽⁴³⁾ Carl Einert, Das Wechselrecht nach dem Bedürfniß des Wechselgeschäfts im 19. Jahrhundert, Leipzig, 1839, § 97, S.487f.; Salpius, a. a. O. (Fn.14), § 73, S.469.

ないという点に差異を求める立場なども存在したという(44)。

これらの見解のうち地方特別法および学説の多くは、商人指図の特殊性を、指図証書への裏書可能性(Indossabilität)⁽⁴⁵⁾に求め⁽⁴⁶⁾、または、被指図人の受取人に対する支払約束(Zahlungsversprechen)ないし指図引受(Annahme der Anweisung; Anweisungsakzept)の有効性⁽⁴⁷⁾に求めていた⁽⁴⁸⁾。

Baden H.R. A.191. Die Handelszettel sind theils Zettel auf benannte Personen, nämlich Zettel auf Erhebung (beschränkte Handelsassignationen), welche nur denjenigen zur Erhebung berechtigen, der darin genannt ist, und den Zettel vom Ausgeber empfängt; oder Zettel auf Umlauf (unbeschränkte Handelsassignationen), welche Jeden, der von dem Empfänger durch Zuschreibung auf dem Rücken und so von einem solchen weiter ernannt ist, zur Erhebung ermächtigen; theils Zettel auf Inhaber, wenn sie den Empfänger gar nicht benennen, fondern Jeden, der ihn in Handen hat, zur Erhebung befugt machen.

⁽⁴⁴⁾ Georg Cohn, Die Zahlungsgeschäfte, in: Endemanns Handbuch des deuschen Handels-, See-, und Wechselrechts, Leipzig, 1885, § 452, S.1110f.

⁽⁴⁵⁾ Z. B. Meno Pöhls, Darstellung des Wechselrechts nach gemeinem und hamburgischem Rechte und nach den Gesetzen der vorzüglichsten handelnden Staaten Europa's, Hamburg, 1829, § 213, S.37ff; Carl Joseph Anton Mittermaier, Grundsätze des gemeinen deutschen Privatrechts mit Einschluß des handels-, Wechsel- und Seerechts, Bd.2, Regensburg, 1847, § 561, S.817ff; Ladenburg, Die Anweisung, in: Archiv für Theorie und Praxis des deutschen Handelsrechts, Bd.10 (1867), S.44ff.

⁽⁴⁶⁾ ただし、取り立てにのみ用いられる商業用紙(制限的商業指図 (beschränkte Handelsassignationen)) を規定したバーデン商法典191条のような例外もある。

⁽⁴⁷⁾ Z. B. Johann Heinrich Bender, Grundsätze des deutschen Handlungs-Rechts, Bd.2, Abt.2, Darmstadt, 1828, § § 387f., S.29ff.; v. Plucinski, a. a. O. (Fn.38), S.329 u. 357.

⁽⁴⁸⁾ ただし、学説のなかには、商人指図以外にも指図引受の有効性を承認するもの もあった(Rudolph Schlesinger, Zur Lehre von den Formalkontrakten und der Querela non numeratae pecuniae, Zwei Abhandlungen, Leipzig, 1858, § 12, S.168ff.)。

このように、商人指図は、手形法を準用することにより、裏書譲渡性が 付与されていることがその妙味のひとつと解されていたのである。

ところで、各地で要件・効果が異なる手形類似の商人指図は、容易に手形との取り違えを生じ、実務は大いに混乱した⁽⁴⁹⁾。そこで、ドイツ普通手形条例(Allgemeine Deutsche Wechselordnung)の審議において、商人指図の立法的統一が提案されたが、各国の商人指図規定の差異は甚だしく、最終的には、各国の特別立法に委ねられることになった⁽⁵⁰⁾。この審議結果を受け、各国はそれぞれ商人指図の取り扱いを定めたため⁽⁵¹⁾、実務の混乱が解消されることはなかった。

(3) 商人指図の立法的統一

商人指図の立法的統一は、1861年のドイツ普通商法典(Allgemeines Deutsches Handelsgesetzbuch, ADHGB.)の編纂にかかるニュルンベルク会議の際に、ふたたび議論された。

まず、第一読会の時点で、裏書可能証券(indossablen Papiere)という 形で、一方的給付に関し、商人によって指図式で振り出されたアンヴァ

⁽⁴⁹⁾ Loewenfeld, a. a. O. (Fn.19), S.9.

⁽⁵⁰⁾ Protocolle der zur Berathung einer Allgemeinen Deutschen Wechsel=Ordnung in der Zeit vom 20. October bis zum 9. December 1847 in Leipzig abgehaltenen Conferenz nebst dem Entwurfe einer Wechsel=Ordnung für die Preußischen Staaten den Motiven zu demselben und dem aus den Beschlüssen der Conferenz hervorgegangenen Entwurfe, Leipzig, 1848, Sitzung XXXI, S.227f.

⁽⁵¹⁾ 同旨の規定を置く国々もあったが(ザクセン王国, バイエルン王国, ザクセン=ヴァイマル=アイゼナハ大公国など), プロイセンでは, 商人指図について取り扱う一般ラント法の節(第2部第8章第9節)をすべて廃止し, 商人指図も一般指図規定(第1部第16章第5節)に服せしめるなど(Gesetz, betreffend die Einführung der Allgemeinen Wechselordnung für Deutschland vom 15. Februar 1850, in: Die Gesetzgebung des Preußischen Staats seit Einführung der constitutionellen Regierungsform, Berlin, 1850, § 9, S.122), 各国の規定は不統一でありつづけた。

イズングに関する規定 $^{(52)}$ の採用が決議された $^{(53)}$ 。その後の第二読会において、アンヴァイズングの裏書譲渡性について規定した条文 $^{(54)}$ の直前に、指図引受(Anweisungsaccept)が商人によってなされる場合に、その拘束力を認める旨の規定 $^{(55)}$ が置かれることになった $^{(56)}$ 。

- Staatspapiere, Aktien und andere für den Handelsverkehr bestimmte Kreditpapiere, welche auf Namen lauten, sofern nicht andere Formen der Uebertragung angeordnet sind; lauten solche Papiere auf Inhaber so genügt zur Uebertragung die Uebergabe des Papiers;
- Anweisungen und Verpflichtungsscheine von Kaufleuten über einseitige Leistungen, sofern sie an die Ordre des Berechtigten gestellt sind;
- 3) Konnossemente der Seeschiffer und Ladescheine der Frachtführer, sofern nicht in denselben die Uebertragung durch Indossament ausgeschlossen ist.
- (53) Protokolle der Commission zur Berathung eines allgemeinen deutschen Handelsgesetz-Buches, Protokoll XLVI bis XCVIII, Nürnberg, 1857, Sitzung XLIX, S.433ff.; Protokolle der Commission zur Berathung eines allgemeinen deutschen Handelsgesetz-Buches, Protokoll XLVI bis XCVIII, Nürnberg, 1857, Sitzung LXII, S.552ff. insb. 554f.
- (54) Entw. II. A.284 (前身は Entw. I. A.255.). Anweisungen und Verpflichtungsscheine, welche von Kaufleuten über einseitige Leistungen von Geld oder einer Quantität vertretbarer Sachen ausgestellt sind, können durch Indossament übertragen werden, wenn sie an Ordre lauten.

Zur Gültigkeit der Urkunde oder des Indossaments ist nicht erforderlich, daß sie die Angabe des Verpflichtungsgrundes oder das Empfangsbekenntniß der Valuta enthalten.

Wer eine solche Anweisung acceptirt hat, ist demjenigen, zu dessen Gunsten sie ausgestellt oder an welchen sie indossirt ist, zur Erfüllung verpflichtet.

- (55) Entw. II. A.283 (提案の時点では A.254a.) . Ein Kaufmann, welcher eine auf ihn ausgestellte Anweisung (Affignation) gegenüber demjenigen, zu dessen Gunsten sie ausgestellt ist, angenommen hat, ist demselben zur Erfüllung verpflichtet. Die auf eine schriftliche Anweisung geschriebene und unterschriebene Annahme-Erklärung gilt als ein dem Affignatar geleistetes Zahlungsversprechen.
- (56) Protokolle der Commission zur Berathung eines allgemeinen deutschen

⁽⁵²⁾ Entw. I. A.255. Durch Indossament können übertragen werden:

かくして、ドイツ普通商法典には、「商人に宛てて」および「商人によって」振り出されたアンヴァイズングに関する二つの条文が設けられた。これらはそれぞれ別種⁽⁵⁷⁾のアンヴァイズングを規定したものである。このうち、アンヴァイズングの裏書譲渡性については、301条に規定が置かれている⁽⁵⁸⁾。

ADHGB. A.300. Ein Kaufmann, welcher eine auf ihn ausgestellte Anweisung (Assignation) gegenüber demjenigen, zu dessen Gunsten sie ausgestellt ist, angenommen hat, ist demselben zur Erfüllung verpflichtet. Die auf eine schriftliche Anweisung geschriebene und unterschriebene Annahme-Erklärung gilt als ein dem Assignatar geleistetes Zahlungsversprechen.

ドイツ普通商法典300条「商人に宛てて振り出されたアンヴァイズング(アシグナチオ)を引き受けた商人は、受取人に対しこれを履行するよう義務づけられる。 書面的アンヴァイズングに記載し署名された引受表示は、受取人に対する支払約束とみなす。」

Handelsgesetz-Buches, Protokoll XCIX bis CLXXVI, Nürnberg, 1858, Sitzung CLIX, S.1322ff, insb. 1325ff., 1328.

⁽⁵⁷⁾ なお、テール(Heinrich Thöl)は、商人指図をつぎの三種類に整理している。 商人によって振り出されたアンヴァイズング、商人に宛てて振り出されたアンヴァ イズング、そして商人によって商人に宛てて振り出されたアンヴァイズングである (Heinrich Thöl, Das Handelsrecht, Bd.1, 5., umgearbeitete Aufl., Leipzig, 1875, § 325, S.485)。

⁽⁵⁸⁾ その前条である300条には、商人に宛てて振り出されたアンヴァイズングの引き受けの有効性が規定されている。本条のアンヴァイズングは、裏書によって譲渡することはできないと解されている(記名式(裏書禁止)アンヴァイズング(Recta-Anweisung))(Friedrich von Hahn, Commentar zum allgemeinen deutschen Handelsgesetzbuch, Bd.2, Abt.1, Braunschweig, 1866, § 2, S.90.)。

ドイツ普通商法典301条(59)

「金銭、代替物または有価証券の給付に関し、商人により振り出された アンヴァイズングおよび債務証券は、反対給付に依存するものを除き、これが指図式であるときは、裏書により譲り渡すことができる。

証書または裏書の有効性については、債務原因の申告または対価受領の 宣言を記載することを要しない。

かかるアンヴァイズングを引き受けた者は、受取人または被裏書人⁽⁶⁰⁾への履行を義務づけられる。

ただし、地方特別法上の商人指図も補充法としてなお効力を保持しつづけており⁽⁶¹⁾、法典中に規定がない場合には、地方特別法の規定または商

(59) ADHGB. A.301. Anweisungen und Verpflichtungsscheine, welche von Kaufleuten über Leistungen von Geld oder einer Quantität vertretbarer Sachen oder Werthpapiere ausgestellt sind, ohne daß darin die Verpflichtung zur Leistung von einer Gegenleistung abhängig gemacht ist, können durch Indossament übertragen werden, wenn sie an Order lauten.

Zur Gültigkeit der Urkunde oder des Indossaments ist nicht erforderlich, daß sie die Angabe des Verpflichtungsgrundes oder das Empfangsbekenntniß der Valuta enthalten.

Wer eine solche Anweisung acceptirt hat, ist demjenigen, zu dessen Gunsten sie ausgestellt oder an welchen sie indossirt ist, zur Erfüllung verpflichtet.

- (60) ドイツ普通商法典300条も指図引受の有効性を定めているが、301条の商人指図は300条とは異なり裏書譲渡が可能であるため、被指図人が履行を義務づけられる範囲が被裏書人にも及んでいる。
- (61) Protokolle der Commission zur Berathung eines allgemeinen deutschen Handelsgesetz-Buches, Protokoll DXLVIII bis DLXXXIX, Nürnberg, 1861, Sitzung DLXXXI, S.5064ff, insb. 5067ff.

ADHGB. A.304. Ob außer den in diesem Gesetzbuch bezeichneten noch andere an Order lautende Anweisungen, Verpflichtungsscheine oder sonstige Urkunden mit der in Artikel 303. erwähnten Wirkung durch Indossament übertragen

慣習が用いられ、これらにも規定がない場合には、一般指図の規定が適用 されることになった⁽⁶²⁾。

このように、ドイツ普通商法典上の商人指図が規定される一方で、各地方特別法上の商人指図も併存していたため、実務の混乱は解消されず、他地をまたぐ決済手段として機能すべき商人指図が各地で法制を異にするという現状は実務上でも忌避されはじめた。そのため、各地方特別法上の商人指図規定は、最終的に、新商法典(現行ドイツ商法典)成立時に、その施行法21条⁽⁶³⁾後段により廃止されることになったのである⁽⁶⁴⁾。

現行のドイツ商法典において、商人指図は363条1項1文に規定されている⁽⁶⁵⁾。ドイツ普通商法典では、一方では、指図の引受の効力が、他方では、指図式の商人指図の裏書譲渡性が規定されていたが現行ドイツ商法典では、後者のみが採用されることになり⁽⁶⁶⁾、前者は採用されなかっ

werden können, ist nach den Landesgesetzen zu beurtheilen.

「この法律によるもののほか、なお指図式のアンヴァイズング、債務証券その他の証書を303条の効力をもって裏書により譲り渡すことができるかは、各国法にしたがう。」

⁽⁶²⁾ Cohn. a. a. O. (Fn.44), S.1118.

⁽⁶³⁾ Einführungsgesetz zum Handelsgesetzbuche Art.21. Unberührt bleiben die landesgesetzlichen Vorschriften zur Ausführung der Allgemeinen Deutschen Wechselordnung, soweit sie durch das Bundesgesetz vom 5. Juni 1869 (Bundes-Gesetzbl. S. 379) aufrecht erhalten sind. Dies gilt jedoch nicht für die Vorschriften über kaufmännische Anweisungen.

⁽⁶⁴⁾ Carl Hahn, Die gesammten Materialien zu den Reichs-Justizgesetzten, Bd.6, Berlin, 1897, S.360.

⁽⁶⁵⁾ 前掲注(7)。

⁽⁶⁶⁾ ただし、現行ドイツ商法典における商人指図は、ドイツ普通商法典301条とは要件が異なり、同300条のように、被指図人に宛てて振り出されたアンヴァイズングに裏書譲渡性を認めている。かかる要件の変化についての詳細は稿を改めることにしたい。

た(67)。

3 民法上の指図の譲渡性に関する議論

アンヴァイズングは18世紀に一般指図と商人指図とに区別され、商人指図についてはドイツ普通商法典、次いでドイツ商法典のなかで、裏書による譲渡が認められることになった。では、一般指図の譲渡に関してはどのような議論があったのであろうか。

以下では、ドイツ民法典の起草過程における、民法上の指図の譲渡に関する議論を概観する。ただし、その前提として、まずはドイツ民商法典の起草に多大なる影響を及ぼした指図理論の発展について少々敷衍しておく必要がある。

(1) 指図理論の発展

19世紀中葉以降のドイツ指図理論には、パラダイムシフトと呼ぶべき深甚な変化が生じた。それまで当事者の交替による更改(novatio)と混同されていたローマ法におけるデレガチオが、更改とは別個独立の概念であること、そして、アシグナチオは中世ないし近代法の創造物ではなくローマ法に淵源を有し、デレガチオに包摂される概念であることが認められるようになったのである。それゆえ、19世紀中葉以降は、デレガチオとアシグナチオとの理論的統合が図られていくようになる⁽⁶⁸⁾。

これにともなって一般指図と商人指図との関係にも本質的な差異は存

⁽⁶⁷⁾ Hahn, a. a. O. (Fn.64), S.359.

⁽⁶⁸⁾ その端緒となったのが、1864年のザルピウス(Botho von Salpius)によるモノグラフィである(Botho von Salpius, Novation und Delegation nach römischem Recht, Berlin, 1864)。詳細は、拙著・前掲注(15)15頁以下。

在しないと主張されるようになった $^{(69)}$ 。すなわち、商人指図の特殊性は、手形法の規律が準用される範囲においてのみ、見いだすことができるというのである $^{(70)}$ 。

このような指図理論の発展につき、アンヴァイズングの譲渡という観点からは、つぎの二点が確認されなければならない。第一に、アンヴァイズングの法的性質について、第二に、指図引受についてである。これらはいずれも譲渡の目的物に関する前提となる問題である。

第一の点,すなわちアンヴァイズングの法的性質に関しては,かつてローマ法の委任(mandatum)にその範を求めていたため,19世紀前半まで,アンヴァイズングを単一の委任であると解する学説が有力であり $^{(71)}$ 、次いで,19世紀中葉まで,指図人が被指図人に与える支払委任と,指図人が受取人に与える取立委任との結合体であるとする,二重委任説(Lehre vom Doppelmandat)が通説の地位を占めていた $^{(72)}$ 。

上述のパラダイムシフトの結果、アンヴァイズングは mandatum ではなく delegatio の系譜に連なることが明らかとなり、徐々に委任とは縁切りが図られ、アンヴァイズングの基礎に委任ではなく授権

⁽⁶⁹⁾ たとえばテールは、当事者の一方、他方またはすべての当事者が商人である商 人指図および非商人指図のそれぞれの間には本質的な差異がないという(Heinrich Thöl, Das Handelsrecht, Bd.1, 3., vermehrte Aufl., Göttingen, 1854, § 127, S.471)。

⁽⁷⁰⁾ Cohn, a. a. O. (Fn.44), S.1108.

⁽⁷¹⁾ 単一委任説にはアンヴァイズングを、受取人に一定の給付をなすための指図人の被指図人に対する単一の支払委任(Zahlungsmandat)であると解する説(Albrecht Schweppe, Das römische Privatrecht in seiner Anwendung auf Teutsche Gerichte, als Leitfaden zu den Vorlesungen über die Pandekten, 2., Aufl., Altona, 1819、§ 488、S.306)や、被指図人から一定の給付を取り立てるための指図人の受取人に対する単一の取立委任(Einkassierungsmandat)であると解する説(Christian Friedrich von Glück, Ausführliche Erläuterung der Pandecten nach Hellfeld, Bd.15, Abt.2, Erlangen, 1814、§ 950, S.241)などがあった。

⁽⁷²⁾ Günther, a. a. O. (Fn.42), S.327.

(Ermächtigung)を据える学説が登場しはじめた。そして最終的に、ドイツ民法典783条⁽⁷³⁾にはこの見解が採用され、アンヴァイズングの法的性質は授権であると規定されたのである⁽⁷⁴⁾。これによりアンヴァイズングとは、指図人の被指図人および受取人への二重授権のことであり、それ自体からはなんらの権利義務ももたらさないものと解されることになった。

第二の点、すなわち指図引受に関しては、かつて被指図人が受取人に対して独立に債務を負担する指図引受は無効であるとされていた⁽⁷⁵⁾。被指図人の受取人に対する支払約束には、債務原因(causa debendi)が欠如していると解されていたからである⁽⁷⁶⁾。

ただし例外的に、商人指図には、手形法の規定が準用されるかぎりで、有効性が認められていた。それゆえ、商人指図の特殊性のひとつに指図引受の有効性が挙げられ⁽⁷⁷⁾、ドイツ普通商法典300条⁽⁷⁸⁾に、その旨が明文で定められていたのである。

ところが、先のパラダイムシフトにより、指図引受の一般的有効性が承認され $^{(79)}$ 、ドイツ民法典784条 $^{(80)}$ に指図引受に関する規定が置かれることになった $^{(81)}$ 。かくして、アンヴァイズングは指図人の被指図人および受取人に対する二重授権をもたらし、被指図人が受取人に対してアンヴァイ

⁽⁷³⁾ ドイツ民法典783条については, 前掲注(4)。

⁽⁷⁴⁾ 立法の経緯については、拙著・前掲注(15)89頁以下。

⁽⁷⁵⁾ Z. B. Johann Michael Leuchs, Vollständiges Handelsrecht, Nürnberg, 1822, S.171f.

⁽⁷⁶⁾ Heinrich Thöl, Das Handelsrecht, Bd.2, Göttingen, 1847, § 181, S.120f.

⁽⁷⁷⁾ 前掲注(47)。

⁽⁷⁸⁾ ドイツ普通商法典300条については、前掲注(58)。なお、同301条3項も参照。

⁽⁷⁹⁾ 指図引受の有効性をめぐる議論については、拙著・前掲注(15)123頁以下。

⁽⁸⁰⁾ ドイツ民法典784条については、前掲注(5)。

⁽⁸¹⁾ それゆえ, ドイツ商法典には, ドイツ普通商法典300条のように, 指図引受に関する規定は置かれていない (Hahn, a. a. O. (Fn.64), S.359)。

ズングを引き受けることによって、はじめて被指図人と受取人との間に債権債務関係が生ずると理解されるようになったのである。

ドイツ民法典編纂時におけるアンヴァイズングの基本概念に対する認識は、以上の理論的発展を採り入れた(または採り入れつつあった)ものとなっていることに留意する必要がある。ではつぎに、民法上の指図の譲渡規定に対する、編纂過程における議論を概観する。

(2) ドイツ民法典第一草案までの立法的態度

まず、1881年10月1日にはじまる第一委員会本会議の討議資料であった部分草案には、アンヴァイズングの譲渡に関する規定は設けられていなかった。この点について、第一委員会の1883年2月14日第175回会議では、以下のように説明されている。

アンヴァイズングの譲渡の際には、つぎの二つの場合が区別されなければならない。第一の場合は、アンヴァイズングが被指図人により受取人に対して引き受けられた後で、譲渡がおこなわれる場合である。第二の場合は、アンヴァイズングがいまだ引き受けられていない段階で譲渡がおこなわれる場合である。

第一の場合には、ほとんど問題は生じない。被指図人の受取人に対する引受後のアンヴァイズングの譲渡は、受取人の被指図人に対する権利の、通常の債権譲渡であり、特別の考慮は不要である。これに対して第二の場合には、債権譲渡をおこなうことは不可能である。なぜなら、譲渡の目的物たる権利が存在していないからである。しかし、当該譲渡行為を評価しうる一般規定を置くことはできない。なぜなら、当該行為の適切な評価は、具体的な事情に左右されるからである⁽⁸²⁾。

⁽⁸²⁾ Horst Heinrich Jakobs/Werner Schubert, Die Beratung des Bürgerlichen Gesetzbuchs in systematischer Zusammenstellung der unveröffentlichten Quellen,

このように、第一委員会では、被指図人の受取人に対する指図引受の 有無を基準として、アンヴァイズングの譲渡の可否が区別して説明されて いる。引受後の場合、アンヴァイズングの譲渡は通常の債権譲渡となるが、 引受前の場合、受取人の被指図人に対する債権は発生しておらず譲渡の目 的物がないため、債権譲渡は不可能であるというのである。

つぎに、第一草案もまた、アンヴァイズングの譲渡に関する規定を設けていない。第一草案理由書によると、以下のとおり、第一委員会におけるのとほとんど同じ理由であったことが見て取れる。

受取人によるアンヴァイズングの譲渡に関する規定は不要である。そのような規定を設けることはできない。譲渡がなされる場合、被指図人による受取人に対するアンヴァイズングの引受後は、当該引受によって生じた被指図人に対する権利の通常の債権譲渡が存在する。未引受のアンヴァイズングの譲渡も問題となるが、この場合、債権譲渡をおこなうことは不可能である。譲渡の目的物たる権利が存在しないからである。しかし、当該譲渡行為を評価しうる一般規定を置くことはできない。なぜなら、当該行為の適切な評価は、具体的な事情に左右されるからである⁽⁸³⁾。

第一草案理由書によると、一方で、引受後のアンヴァイズングの譲渡は、特別な規定の必要がない、通常の債権譲渡である。他方で、引受前のアンヴァイズングの譲渡は、理由書の見解にしたがえば債権譲渡ではない。さらに、さまざまな事情がありうるため、未引受のアンヴァイズングの譲渡行為は法典上に規定することができないというのである。

Recht der Schuldverhältnisse III, §§ 652 bis 853, Berlin/New York, 1983, § 792, S.616.

⁽⁸³⁾ Benno Mugdan, Die gesamten Materialien zum bürgerlichen Gesetzbuchs für das deutsche Reich. Bd.2. Berlin. 1899. S.317f.

(3) 帝国司法庁準備委員会(Vorkommission des Reichsjustizamtes)

一 意見集成

第一草案が公表されると、連邦諸政府、法律家、商工業ならびに農業団体、ジャーナリズムなどからさまざまな意見が表明された⁽⁸⁴⁾。帝国司法庁の編集による、第一草案に対する批判的意見がまとめられた「意見集成」には、民法上の指図の譲渡に関して、つぎのような意見が寄せられている。

まず、ラーバント(Paul Laband)は、民法上の指図の譲渡性について、 以下の規定⁽⁸⁵⁾を付加することを提案している。

「金銭、代替物または有価証券の給付に関して振り出されたアンヴァイズングは、給付のための債務負担(Verpflichtung)が反対給付に依存するものを除き、これが指図式であるときは、裏書により譲り渡すことができる。当該アンヴァイズングには、たとえそれが商人によって振り出されていなくとも、商法典305条を適用する。」

これはドイツ普通商法典301条に倣ったものである。さらにラーバントはつぎのように主張する。

アンヴァイズングの振出人が商人であるかどうかは,往々にしてアンヴァイズングから認識することができず,商人概念の広範かつ特有の境界

Auf dieselben findet Art.305 des H.G.B. Anwendung, auch wenn sie nicht von einem Kaufmann ausgestellt sind.

⁽⁸⁴⁾ 石部雅亮「ドイツ民法典編纂史概説」石部雅亮編『ドイツ民法典の編纂と法学』 (九州大学出版会・1999) 33頁。

⁽⁸⁵⁾ Anweisungen, welche über Leistungen von Geld oder einer Quantität vertretbarer Sachen oder Werthpapiere ausgestellt sind, ohne daß darin die Verpflichtung zur Leistung von einer Gegenleistung abhängig gemacht ist, können durch Indossament übertragen werden, wenn sie an Ordre lauten.

によって、多くの場合、容易でも安全でもないことに気づくことができる。 そのうえ、商人によって振り出されたアンヴァイズングと非商人によっ て振り出されたアンヴァイズングとの間には、裏書譲渡性を考慮に入れて 差異を設けるべき実質的な根拠が欠けており、商人によるのか非商人によ るのかという差異のみをもって裏書譲渡性の可否を決する二つのアンヴァ イズングの方式を保持しつづけることが望ましいとみなすこともできな い⁽⁸⁶⁾。

ラーバントのかかる主張の根底には、裏書譲渡性が商人指図特有のものであるという前提に対するそもそもの疑念があるようである。ラーバントによると、アンヴァイズングの給付が反対給付に依存することなく債務負担がなされ、それが指図文句(Orderklausel)を含む場合に、なぜ振出人の職業にかかわりなく、アンヴァイズングが裏書を通じて譲渡可能であるといえないのか、理解することができない。裏書の利用は、商人の身分的特権とみなすことはできないし、それが望ましいともいえない、というのである⁽⁸⁷⁾。

このようにラーバントは、裏書譲渡性が商人指図特有のものではなく、 民法上の指図にもこれを認めるべきであると説く。なお、彼は商人指図を ベースに、被指図人の債務負担を前提としているようであり、未引受のア ンヴァイズングの譲渡に関しても同様の結論を採るのかを読み取ること はできない⁽⁸⁸⁾。また、指図式でないアンヴァイズングの譲渡については、

⁽⁸⁶⁾ Zusammenstellung der gutachtlichen Aeußerungen zum Entwurf eines Bürgerlichen Gesetzbuchs, gefertigt im Reichs-Justizamte, Als Manuskript gedruckt, Bd.2, Aeußerungen zum Recht der Schuldverhältnisse, Neudruck der Ausgabe 1890, Osnabrück, 1967, S.337.

⁽⁸⁷⁾ Paul Laband, Zum zweiten Buch des Entwurfes eines bürgerlichen Gesetzbuches für das Deutsche Reich, in: Archiv für die civilistische Praxis 74 (1889), S.335.

⁽⁸⁸⁾ これに対し、アイゼンリート (Ulrich Eisenried) は、未引受のアンヴァイズン

とくに言及していない。

ベール(Bähr)およびビングナー(Bingner)は、アンヴァイズングが 未引受の場合であっても譲渡することができる旨の規定を設けるべきであ ると主張する。

ベールは、未引受の場合も同様に、アンヴァイズングが書面への記載によって譲渡することができると宣言することが必要であると考えている。なぜなら、取引のなかで非商人指図がしばしば譲渡されていることは周知のことであるにもかかわらず、このような宣言がない場合、被指図人はつねに譲渡を正当なものと認めるべきであるか当惑することになるからである。

ビングナーも同様に、未引受のアンヴァイズングの譲渡に関する理由書の説明を批判しており、未引受の場合でもまた、債権譲渡(Zession)をなしうることを指摘する。なぜなら、ここには少なくとも条件附権利が存在しているからであるという。その権利とは、指図引受による停止条件附権利、および撤回(Widerruf)による解除条件附権利であるという。

このように、ビングナーは、アンヴァイズングが未引受であっても、なお条件附権利が存在するとし、その債権譲渡が可能であると説く。これに対し、ベールは、実務上の混乱を考慮して、書面への記載による譲渡を認めようというのである⁽⁸⁹⁾。

二 準備委員会提案

帝国司法庁は、第二委員会の審議に先立って、まず第一草案の審議を おこなっている。帝国司法庁準備委員会における審議は、第二委員会での

グについても、ラーバントはおそらく同様の見解であるという (Ulrich Eisenried, Die bürgerlichrechtiliche Anweisung und ihre Entstehung, Diss. Passau, 2010, S.336)。

⁽⁸⁹⁾ A. a. O. (Fn.86), S.337.

流経法学 第19巻 第2号

審議に大きな影響を及ぼした。したがって、第一草案は、「帝国司法庁準備委員会」により、次いで第二委員会により、二度にわたる改訂を受けることになる⁽⁹⁰⁾。民法上の指図の譲渡に関しては、準備委員会において、シュトルクマン(Struckmann)により、以下の規定を付加するよう提案がなされている⁽⁹¹⁾。

§612a⁽⁹²⁾「受取人は、いまだ被指図人がアンヴァイズングを引き受けていないときであっても、アンヴァイズングへの記載により、アンヴァイズングにもとづいて彼に帰属すべき権利を譲り渡すことができる。|

しかしながら、本提案に対する準備委員会の審議はおこなわれなかった ようである。

(4) 第二委員会における審議とそれ以降

第二委員会は、第一草案を修正する目的で、1890年12月4日の連邦参議院の決議にもとづいて設置された⁽⁹³⁾。同委員会のなかで、民法上の指図の譲渡に関する規定の要否が、ふたたび審議された。

まず,第一草案に613a条として以下の内容の規定を加える旨の,二つの異なる提案がなされた。

⁽⁹⁰⁾ 石部·前掲注(84) 42-43頁。

⁽⁹¹⁾ Jakobs/Schubert, a. a. O. (Fn.82), S.619.

⁽⁹²⁾ Der Anweisungsempfänger kann durch einen auf die Anweisung gesetzten Vermerk die ihm aus der Anweisung zustehenden Rechte, auch wenn der Angewiesene die Anweisung noch nicht angenommen hat, übertragen.

⁽⁹³⁾ 児玉寛「ドイツ民法典編纂資料一覧」石部編・前掲注(84) x 頁。

第一提案⁽⁹⁴⁾「受取人は、譲渡の禁止がアンヴァイズングの内容から明らかでないかぎり、いまだ被指図人がアンヴァイズングを引き受けていないときであっても、アンヴァイズングへの記載により、アンヴァイズングにもとづいて彼に帰属すべき権利を譲り渡すことができる。譲渡(Uebertragung)には債権譲渡(Abtretung einer Forderung)に関する規定を適用する。

第二提案⁽⁹⁵⁾「受取人は、アンヴァイズングが被指図人によって引き受けられていないときであっても、第三者との契約によって、第

Die Ausschließung der Uebertragung ist dem Angewiesenen gegenüber nur wirksam, wenn sie dem Inhalte der Anweisung zu entnehmen ist oder wenn sie dem Angewiesenen von dem Anweisenden vor der Annahme oder, falls eine Annahme nicht erfolgt, vor der Bewirkung der Leistung mitgetheilt war.

Hat der Angewiesene die Anweisung dem Erwerber gegenüber angenommen, so kann er aus einem zwischen ihm und dem bisherigen Anweisungsempfänger bestehenden Rechtsverhältnisse Einwendungen nicht herleiten. Im Uebrigen finden auf die Uebertragung der Anweisung die für die Abtretung von Forderungen geltenden Vorschriften entsprechende Anwendung.

⁽⁹⁴⁾ Der Anweisungsempfänger kann durch einen auf die Anweisung gesetzten Vermerk die ihm aus der Anweisung zustehenden Rechte, auch wenn der Angewiesene die Anweisung noch nicht angenommen hat, übertragen, sofern nicht die Ausschließung der Uebertragung aus dem Inhalte der Anweisung sich ergiebt. Auf die Uebertragung finden die Vorschriften über die Abtretung einer Forderung Anwendung.

⁽⁹⁵⁾ Der Anweisungsempfänger kann durch Vertrag mit einem Dritten die Anweisung, auch wenn sie nicht von dem Angewiesenen angenommen ist, auf den Dritten übertragen. Die Uebertragungserklärung bedarf der schriftlichen Form. Zur Uebertragung ist die Aushändigung der Anweisung an den Dritten erforderlich. Mit der Uebertragung tritt der Dritte an die Stelle des Anweisungsempfängers.

三者にアンヴァイズングを譲り渡すことができる。譲渡の意思表示 (Uebertragungserklärung) は書面形式であることを必要とする。譲渡のためには、アンヴァイズングを第三者に交付することを要す。譲渡によって、第三者が受取人となる。

譲渡の禁止は、アンヴァイズングの内容からこれを認めることができるか、または引受前に、あるいは引受がなされなければ給付をなす前に、指図人から被指図人へこれを通知した場合にのみ、被指図人に対してその効力を有する。

被指図人が取得者に対してアンヴァイズングを引き受けたときは、自己と受取人との間に存する法律関係にもとづく抗弁(Einwendungen)を対抗することができない。その他、アンヴァイズングの譲渡については、債権譲渡(Abtretung von Forderungen)に関する規定を準用する。」

第一提案の第一文については、譲渡の禁止に関する部分を除いて、先の準備委員会に提出されたシュトルクマンの提案と同じ内容であり、第二提案については、ヤクベツキー(Jacubezky)(96)によって新たになされた提案である。なお、第二提案については、さらに第三項第一文の抹消を求める提案がなされている。

第二委員会は、概略以下のような検討を経て、最終的に613a条を設け、 これに第二提案と同様の表現を与えることを決定した。

まず、両提案は、法典中に明文をもって、引受前であっても受取人がアンヴァイズングを譲渡することができることを認めようとするものであり、 それぞれが譲渡の要件および効果を定めようとしている。第一提案にした

⁽⁹⁶⁾ ヤクベツキーは、ドグマーティカーとして鋭い論理を駆使し、表現の正確さ、矛盾の除去、法律の明瞭な構造を主張し、その功績はプランク (Planck) に劣らないといわれている (石部・前掲注 (84) 43頁)。

がえば、アンヴァイズングは本質的に商人の流通証券(kaufmännisches Verkehrspapier)と同様に取り扱われるのに対し、第二提案にしたがえば、たしかに書面形式が必要となるが、それ以外は債権譲渡に関する一般規定を適用すべきであるという点で、両者は相違している。

商業取引のなかで、多くのアンヴァイズングが引受の記載なく流通しており、一般的に譲渡可能なものとして取り扱われている。そして、これによる紛争は生じていないようである。

提案された規定を設けることで、かえって実務的・理論的な問題が生ずるおそれがあるが、それにもかかわらず譲渡に関する規定を置く場合には、商法典の関連諸規定との緊密な接続のなかでのみ、合目的的にこれをおこなうことができる。

この問題は、学説のなかでは、たびたび関連する法的問題に関する論争が存在している。アンヴァイズングが譲渡可能であるか否かという問題と、その点に結びつく法的効果を含めた法律関係の構築は、いずれにせよ非常に不確かである。実務上アンヴァイズングが引受前に譲渡されているという事実とならんで、将来債権として譲渡可能であること、受取人の法的地位を譲渡可能であることなどは著名な根拠として挙げることができよう。

商法典のなかで特別な規定を置かない場合,民事法のなかでこのような 欠落部分を放置することは許されない。実務上,たびたびアンヴァイズン グが引受の記載なく流通しているという事実は,この関係を法典上明確化 することを必要としている。

この点、引受前にアンヴァイズングの譲渡が認められること自体に対して、それほど危惧する必要はない。すなわち、指図人にとって最終的に誰にアンヴァイズングの給付がなされたのかは通常問題とはならない。

これに対し、被指図人にとっては本質的に譲渡に関心を持つことになる。 彼にとっては抗弁を対抗しうる当事者にかかわる問題であるからである。 しかし、誰に対してアンヴァイズングが引き受けられたのかという問題は、 単に立証の問題にすぎない。

受取人がアンヴァイズングの引受前に譲渡するものの法律構成は未定のまま残されうるが、312条⁽⁹⁷⁾の意味において譲渡可能な権利とみなすことができるという点では、受け入れることができる⁽⁹⁸⁾。

以上の審議過程をみると、未引受であってもアンヴァイズングの譲渡に関する規定を導入するという点については、あまり異論はみられない。その理由となっているのは、実務上、未引受の状態でアンヴァイズングが流通している現状に対し、立法的手当てをするという意味合いが強調されている。反面で、第一草案において指摘されていた理論的問題、すなわち未引受のアンヴァイズングの譲渡目的物については、立法的に解決することなく、未定のまま残されているようである。その他の個々的論点については、以下のとおりである。

両提案は、アンヴァイズングの譲渡が書面的であることを要しているが、第一提案のように、その譲渡を指図証書(Anweisungsurkunde)への記載によっておこなうことは正当であると認められない。民法上の指図が流通証券の性質を与えられることは避けなければならない。このような規整が商業(Handel)にとって必要であるならば、それは商法典の修正によって企図されなければならない。

また,第一提案のように,譲渡の禁止がアンヴァイズングの内容から 明らかにされなければならないということは正当ではない。ここでもま た.第一提案はアンヴァイズングが流通証券として構成されうるという

⁽⁹⁷⁾ Die Vorschriften über die Uebertragung der Forderungen finden in Ermangelung besonderer Vorschriften auf die Uebertragung anderer Rechte entsprechende Anwendung.

[「]他の権利の譲渡について特則がないときには、債権譲渡に関する規定を準用する。」

⁽⁹⁸⁾ Mugdan, a. a. O. (Fn.83), S.966f.

着想にもとづいている。これに対し第二提案では、譲渡の禁止は、アンヴァイズングの内容以外にも、指図人の被指図人への通知によっておこなうことができると定められている。引受前の譲渡を禁止する指図人の権利(Berechtigung)は、引受前のアンヴァイズングを撤回する権限(Befugnis)に含まれている。

第二提案は、第一提案との相違点として、さらに、譲渡のために指図証書の交付を必要とすると定めているが、これは実社会の規律に適合しており、有意義なものとして法典中に採り入れることができる。(たとえば交付者が酩酊状態により)交付行為が無効になることによって取得者に損害が発生しうることについては、事例の稀少さのゆえに考慮しない。

引受がなされることにより、被指図人と引受がなされた者との間に無因契約(abstrakter Vertrag)が締結される。それゆえ、被指図人は、第三者たる取得者に対して引き受けを表明した場合、旧受取人との関係から生ずる抗弁を取得者に対抗することはできない。

第二提案に対しては、さらに第二提案のうち、第三項第一文⁽⁹⁹⁾を削除すべし、という提案がなされている。これは、譲渡および無因約束 (abstrakten Versprechen)の性質から自明のことであるからである。しかし、第二提案で債権譲渡の原則が適用可能であると明言されていることとの関係で、ここで明文をもって抗弁の制限を定めることは望ましいと判断され、かかる提案は採用されなかった⁽¹⁰⁰⁾。

以上のとおり、民法上の指図の譲渡については、裏書による譲渡を認めるべきであるとの意見もあったものの、最終的に流通証券と同様に扱うことは徹底的に否定された。ここには商人指図との規制区分を明確にする立

⁽⁹⁹⁾ 第三項第一文「被指図人が取得者に対してアンヴァイズングを引き受けたときは、 自己と受取人との間に存する法律関係にもとづく抗弁(Einwendungen)を対抗す ることができない。」

⁽¹⁰⁰⁾ Mugdan, a. a. O. (Fn.83), S.967.

法意図が認められる。ただし、その譲渡性は完全に排斥されたわけではなく、債権譲渡に関する規定を準用する形で限定的に認められることになった。これは、実務における流通形態、すなわち未引受のアンヴァイズングの譲渡を法認する必要があり、かつこの点に関する明文規定が欠けていたことが大きな理由となっていた。こうして、ヤクベッキーによる第二提案が受け入れられ、体裁は整えられつつも、第二草案627条(101)において規定され、現行ドイツ民法典792条となったのである。

4 むすびに

本稿では、とりわけ民法上の指図を中心に、アンヴァイズングが法典中、 譲渡性を獲得する経緯を明らかにしてきた。

現行ドイツ民法典792条によれば、民法上の指図は原則として譲渡可能 である。譲渡は記名証券の性質にしたがって、受取人と取得者との間の譲 渡契約および証書の交付とによって生じる。この点で、裏書による譲渡が

⁽¹⁰¹⁾ Der Anweisungsempfänger kann die Anweisung, auch wenn sie nicht angenommen ist, durch Vertrag mit einem Dritten auf diesen übertragen. Die Uebertragungserklärung bedarf der schriftlichen Form. Zur Uebertragung ist die Aushändigung der Anweisung an den Dritten erforderlich.

Der Anweisung kann die Uebertragung ausschließen. Die Ausschließung ist dem Angewiesenen gegenüber nur wirksam, wenn sie aus der Anweisung zu entnehmen ist oder wenn sie von dem Anweisenden dem Angewiesenen mitgetheilt war, bevor dieser die Anweisung angenommen oder die Leistung bewirkt hat.

Hat der Angewiesene die Anweisung dem Erwerber gegenüber angenommen, so kann er aus einem zwischen ihm und dem Anweisungsempfänger bestehenden Rechtsverhältnisse Einwendungen nicht herleiten. Im Uebrigen finden auf die Uebertragung der Anweisung die für die Abtretung einer Forderung geltenden Vorschriften entsprechende Anwendung.

認められているドイツ商法典363条1項1文の商人指図とは区別される。

中世に誕生したアシグナチオには、近代法において為替手形について一般化した裏書制度の利用が認められ(その際アシグナチオは、手形法的効果を付与される商人指図とそれ以外の一般指図とに区別された)、ドイツ普通商法典および現行ドイツ商法典において商人指図として規定されることになった。これに対し、ドイツ民法典の起草過程で問題となったのは、商人指図以外の一般指図に関する譲渡の可否であった。

19世紀中葉以降の指図理論の発展にともない、アンヴァイズングの本質は授権であり、これによってなんらの権利義務も生じないものとされ、指図引受の一般的有効性の承認により、被指図人と受取人との間には指図引受を通じてはじめて、権利義務が生じることになった。それゆえ、引受前の段階では受取人には何らの具体的な権利も生じておらず、ともかくも法定的に裏書譲渡が認められている商人指図とは異なり(102)、その譲渡の目的物に関する理論的根拠が議論されることになったのである。

この点に関して、学説上さまざまな根拠が唱えられていたが⁽¹⁰³⁾、ドイツ民法典は、最終的にかかる理論的問題を未解決のままとしながら、なお

⁽¹⁰²⁾ ただし、裏書の法的性質についても、同様の議論がある (ボルフガンク・ツェルナー (泉田栄一訳)・前掲注 (10) 113頁以下)。

⁽¹⁰³⁾ 上で挙げたもののほか、たとえば、ヴェント (Otto Wendt) は、アンヴァイズングの譲渡は、新たなアンヴァイズングの付与によってのみ生じうると主張する。すなわち、アンヴァイズングの譲渡は、債権譲渡 (Zession) ではなく、おそらく債権譲渡とは異なる効力を重視するのであろう裏書でもない。アンヴァイズングは、権利義務に関係する問題ではなく、命令 (Befehl) および指示 (Anordnung) (jussus)に関係する問題なのであり、譲渡は jussus の再伝達ないし復唱にほかならないというのである (Otto Wendt, Das allgemeine Anweisungsrecht, Jena, 1895, S.124)。

また、わが国では、仮定的債権の譲渡に対する仮定的債務者の処分授権という概念を用いてこの関係を説明するものもある(安達三季生「指名債権譲渡における債務者の異議なき承諾、指図(Anweisung)、手形小切手等の基礎的構成原理としての『仮定的債務者の処分授権』の概念について」私法27巻(1965)92頁以下)。

流経法学 第19巻 第2号

譲渡に関する規定を設けた。

かかる提案がなされた第二委員会における審議を概観したところ、これには実務上の取り扱いの実態を法典中に反映させる狙いがあったことが明らかとなった。民法上の指図は、アンヴァイズングの一般理論を規定したというよりも、具体的な実務上の書面的取引を念頭に規定されたものであることが、起草者によって語られており「104」、譲渡に関しても、実務におけるアンヴァイズングの流通形態を法認しようとした結果であったことが看取しうるのである。ドイツ民法典792条1項1文が、「アンヴァイズングがいまだ引き受けられていないときであっても(auch wenn sie noch nicht angenommen worden ist)」と、あえて強調しているのは、理論的問題には目を瞑り、実務上の取り扱いを法認するために尽力した結果であるということができる。

⁽¹⁰⁴⁾ 第一草案理由書によると、アンヴァイズングは手形と同様、独自の取引社会から発展してきた制度であり、その意味で実務上重要なのは書面的アンヴァイズングのみである。そして、民法上の指図はこのような実務上の取引を規定したものであるという。ただし、書面を用いない口頭のアンヴァイズングについてもその有効性が否定されるわけではなく、適宜規定が準用されるという(Mugdan, a. a. O. (Fn.83)、S.311f.)。このような考え方は、現行法においても維持されているものといえる(拙稿「ドイツ法における指図(Anweisung)の方式自由」岸田雅雄先生古稀記念論文集『現代商事法の諸問題』(成文堂・2016)657頁以下)。